

## 中間市老朽危険家屋等解体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全及び安心の確保並びに住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、中間市（以下「本市」という。）の区域内において適正に管理がなされていない老朽危険家屋等を解体する工事を行う所有者等（老朽危険家屋等の所有者又は所有者の相続人をいう。）に対して、工事に係る経費の一部を予算の範囲内で補助する中間市老朽危険家屋等解体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中間市補助金等の交付に関する規則（昭和40年中間市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険家屋等 周辺住環境等を悪化させ管理されていない木造又は軽量鉄骨造等の建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表の基準による評点の合計点が100点以上のもので、昭和56年5月31日以前にしゅん工したものであること（昭和56年6月1日以後に増改築を行ったものを含む。）。

イ アに掲げるもののほか、市長が解体の必要があると認める建築物

(2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険家屋等（以下「補助対象建築物」という。）は、市内事業者（市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する事業者）が解体工事を行うもので、次の各号に掲げる全ての要件を満たした建築物でなければならない。

(1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物

(3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物

2 補助金の交付は、敷地内に前条第1号アに該当する建築物又はその部分が複数存在する場合は、同一敷地かつ同一の補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）において1回限りとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の対象としない。

(1) 対象となる建築物の所有者が法人である場合

(2) 補助を受ける目的で故意に建築物を破損させたと市長が認めた場合

(3) アパート等の共同住宅又は居宅部分を含まない店舗、事務所、倉庫等の建築物を単独で解体する場合

(4) この要綱に基づく補助金以外に、国、県又は他の団体等から解体に係る補助金等の交付を受けて解体する場合

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（法人を除く。）とする。

(1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税明細書）に所有者として記録されている者

(2) 前号に規定する者の相続人等

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物について、複数の共有者又は相続人がいる場合は、当該共有者又は相続人全員から補助対象建築物の解体についての同意を得なければならない。

3 補助対象者は前2項に定める要件のほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 補助対象者の世帯員全員に市税に滞納がないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく命令を受けていないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、対象費用（消費税を除いた老朽危険家屋等の解体及び解体に係る処分に要する費用をいう。）の2分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第6条 補助対象者は、この要綱による補助を受けようとするときは、解体しようとする建築物が補助対象建築物に該当するかどうかについて事前に市と相談を行い、中間市老朽危険家屋等解体補助金建築物調査申請書（別記第1号様式）に当該建築物等に係る次の書類を添えて、市長に提出しなければならない

(1) 登記事項証明書の写し又は固定資産税課税明細書の写し

(2) 配置図及び平面図

2 市長は、前項の規定による建築物調査申請書の提出があったときは、当該建築物が補助対象建築物に該当するかどうかを調査し、中間市老朽危険家屋等解体補助金建築物調査結果報告書（別記第2号様式）により、その調査結果を当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の申請等）

第7条 補助対象者は、補助対象建築物を解体するに当たり、補助金を受けようとするときは、当該解体工事に着手する前に中間市老朽危険家屋等解体補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施（変更）計画書（別記第4号様式）

(2) 老朽危険家屋等の解体工事見積書の写し

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 土地の所有者の同意書（所有者と老朽危険家屋等の存する土地の所有者が異なる場合に限る。）

- (6) 補助対象者の世帯全員に本市の市税等に滞納がないことを証明する書類
- (7) 所有者との関係がわかる戸籍等の書類（第4条第1項2号に規定する者の場合に限る。）
- (8) 共有者又は相続人全員の補助対象建築物の解体についての同意書（第4条第2項に規定する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者の世帯員又は補助対象者の2親等内の親族である者は、補助対象者に代わって前項の書類を提出することができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査した上で、交付の可否を決定し、中間市老朽危険家屋等解体補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（工事内容の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事情により解体工事の内容を変更しようとするときは、速やかに中間市老朽危険家屋等解体補助金交付変更申請書（別記第6号様式）に実施（変更）計画書及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、次項の通知が到達するまでは、当該解体工事を停止しなければならない。

- (1) 変更後の老朽危険家屋等の解体工事見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を中間市老朽危険家屋等解体補助金交付変更審査結果通知書（別記第7号様式）により同項の申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第10条 補助対象家屋の解体工事は、第8条又は前条第2項の通知が到達した後に着手しなければならない。

2 第8条又は前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従わなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、解体工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の年度の2月末日のいずれか早い日までに、中間市老朽危険家屋等解体補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 工事写真（施工前及び施工後）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を決定し、中間市老朽危険家屋等解体補助金確定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の確定通知を受けた交付決定者は、中間市老朽危険家屋等解体補助金請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、中間市老朽危険家屋等解体補助金取消通知書兼返還請求書（別記第11号様式）により申請者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 各関係法令に違反する行為その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その全部又は一部を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

4 市長は、災害その他補助対象者の責めに帰することができない理由により居住が困難になったときその他特に必要と認めるときは、補助金の返還を猶予し、又は免除することができる。

(書類の整備及び保存)

第15条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

家屋等の老朽度の判定基準			評点
構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 床	ア 根太落ちがあるもの	10
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	(2) 基礎、土台、 柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(3) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(4) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏坂垂木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
道路等の通 行人又は隣 接地に対す る影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼすおそれがあるもの	25
その他		街並みの景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの	15